

2013年9月17日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行**特定状態保障特約付住宅ローン「団信革命」の取扱開始について**

りそなグループのりそな銀行(社長 東 和浩)ならびに埼玉りそな銀行(社長 上條 正仁)は、2013年10月1日(火)より、第一生命保険株式会社の「特定状態保障特約付団体信用生命保険」をセットした『特定状態保障特約付住宅ローン「団信革命」』の取扱いを開始いたします。

医療の進歩により、大きな病気やケガをしても治療を続けながら仕事に復帰されている方も増えていますが、必ずしも以前と同様な働き方ができるとは限らず、中には住宅ローンの返済がご負担になるケースもあります。このようなお客さまのニーズを考慮し、第一生命保険株式会社のご協力を得て、新たな住宅ローン商品「団信革命」を開発いたしました。

本住宅ローンにセットされている「特定状態保障特約付団体信用生命保険」は、従来の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の保障に加え、「16の特定状態」「所定の要介護状態」を対象としており、所定の状態に該当すると、例えば働きながら治療を続けられている場合でも保険金が支払われ、住宅ローンのお借入残高が0円になります。

なお、本住宅ローンのご利用には、お借入利率への年0.3%の金利上乗せがございます。

【特定状態保障特約付住宅ローン「団信革命」の概要】

1. 従来の「3大疾病保障特約付住宅ローン」と同様、「死亡」「高度障害」「3大疾病(本特約では「特定疾病」といいます。)」を保障します。
2. 上記1.に加え、「16の特定状態(本特約では「特定障害」といいます。))」、「所定の介護状態」を保障します。

＜りそな銀行・埼玉りそな銀行の住宅ローンラインアップと団体信用生命保険の保障範囲＞

住宅ローンの種類	団体信用生命保険の保障範囲			
一般団信付	死亡・高度障害	—	—	—
ワイド団信付		—	—	—
3大疾病保障特約付	死亡・高度障害	3大疾病		
特定状態保障特約付 「団信革命」	死亡・高度障害	3大疾病 (特定疾病)	特定障害	介護

りそな銀行ならびに埼玉りそな銀行では、今後も時代の変化に合わせたお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層の商品・サービスの充実を図ってまいります。

以上

【商品概要】

項目	内容
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ○りそな住宅ローン（「凛 next」を含む） ○りそな借りかえローン（「凛 next」を含む） ○りそな住みかえローン ○りそな建てかえローン ○りそなフラットON ○りそなくすまい・るパッケージ（フラット 35）> ○りそなりフォームローン ○りそな諸費用ローン
ご利用対象者	<p>○上記商品を新規にお借入れいただく方でお借入時年令満 50 歳未満、完済時年令満 75 歳未満の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 悪性新生物（がん）に罹患したことがある方はお申込みいただけません。 ※ 告知内容によっては、保険会社がお断りすることがございます。 ※ お借りかえにもご利用いただけますが、りそな銀行、埼玉りそな銀行で現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。
お借入れ金額	<p>1 億円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ りそなりフォームローン・りそな諸費用ローンは 500 万円以内となります。 ※ りそなくすまい・るパッケージ（フラット 35）>は 800 万円以内となります。 ※ お借入れ金額が 3,000 万円超の場合は、所定の診断書をご提出いただきます。 ※ 諸費用ローンを他の対象商品と合わせてお申込まいただく場合は合計額が 1 億円以内となります。また、合計額が 3,000 万円超となる場合は所定の診断書をご提出いただきます。
お借入れ利率	<p>上記対象商品の店頭表示金利+0.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ※各種金利プランもあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
中途加入・解約	<p>既にりそな銀行、埼玉りそな銀行で住宅ローンをご利用の場合、ご返済の途中で特定状態保障特約付団体信用生命保険に切り替えることはできません。また、特定状態保障特約付団体信用生命保険をご利用されている場合に、ご返済の途中で特定状態保障特約のみを解約することはできませんのでご注意ください。</p>
付帯される保険の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定状態保障特約付の団体信用生命保険です。 ○ 銀行が保険契約者となり、住宅ローンをご利用になるお客さまが被保険者となります。 ○ 保険料は保険契約者である銀行が保険会社に払込みます。 ○ 保険会社から支払われた保険金・特約保険金は銀行が受取り、住宅ローン債務の返済に充当します。 <p><死亡・高度障害の場合> お借入日以降に死亡された場合、またはお借入日以降の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当した場合に保険金が支払われます。</p> <p><特定疾病（3大疾病）の場合> お借入日以降（がんの場合は、お借入日から 90 日を経過した翌日以降）に 3 大疾病（所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の状態に該当した場合に保険金が支払われます。</p> <p><特定障害の場合> お借入日以降に所定の 16 の特定状態（別紙 1）に該当したときに保険金が支払われます。</p> <p><介護の場合> お借入日以降に所定の要介護状態（別紙 1）に該当したときに保険金が支払われます。</p> <p>○保険期間：住宅ローンのお借入期間</p> <p>○引受保険会社：第一生命保険株式会社</p> <p>○ご留意事項：保険金のお支払いには制限がございます。生命保険のお申込みにあたっては、所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。</p>

※ ローンのお申込みに際しましては、審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。

別紙 1

○16 の特定状態を保障（特定障害保険金）

特定状態保障特約の被保険者が下表に定める身体障害状態に該当した場合、特定障害保険金が支払われます。

※①～⑩は病気・ケガの原因を問いません。

⑪～⑯は不慮の事故による傷害を直接の原因とした場合に限り特定障害保険金が支払われます。

①	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
②	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
③	心臓に人工弁を置換したもの
④	肝臓の機能に著しい障害を永久に残したものとまたは肝移植を受けたもの
⑤	腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
⑥	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
⑦	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
⑧	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
⑨	1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの
⑩	1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの
⑪	1 眼の視力を全く永久に失ったもの
⑫	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
⑬	1 手の5 手指を失ったもの
⑭	1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの
⑮	10 手指の用を全く永久に失ったもの
⑯	10 足指を失ったもの

○所定の要介護状態を保障（介護保険金）

特定状態保障特約の被保険者が、以下に定める要介護状態に該当した場合、介護保険金が支払われます。対象となる要介護状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

①公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護認定において要介護2以上との認定を受けたもの

②次のア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの

ア. 寝返りまたは歩行について所定の介護を要する状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態

イ. 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、所定の問題行動が5項目以上みられる状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態

この資料は 2013 年 9 月時点の商品の概要を説明したものであり、本特約にかかるすべての事項を記載したものではありません。住宅ローンのお借入れの際に本特約を付帯した住宅ローンのお申込みをいただく際は、所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。